

事務連絡
令和2年6月1日

西宮市指定障害福祉サービス
(通所・短期入所等) 事業者 各位

西宮市生活支援課長
西宮市法人指導課長

「緊急事態宣言」解除後における障害福祉サービス事業所(通所・短期入所等)の対応について

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年5月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく「緊急事態宣言」が全ての都道府県で解除されました。

これに伴い、兵庫県において「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が改定されるとともに、「障害福祉サービス事業所における新型コロナウイルス感染防止対策について」(令和2年5月26日付兵庫県健康福祉部健康福祉局障害福祉課長他連名事務連絡)を示しているところです。

つきましては、今後も感染第2波に備え、引き続き下記のとおり感染防止の徹底と適切なサービスの実施に努めていただきますようお願いいたします。

なお、兵庫県の対処方針の改定に伴い、「「緊急事態宣言」に係る障害福祉サービス事業所(通所・短期入所等)の対応について」(令和2年4月10日付西宮市生活支援課長他連名事務連絡)においてお示ししていた「サービス利用者に対しては、家族等の支援が得られるなど、居宅等で過ごすことが可能な方については、当該利用者の意向を十分に確認のうえ、利用の自粛に協力を求めること」とする旨の対応について、今後西宮市としては求めないことといたしますので、ご留意下さい。

記

1 感染の予防に留意した上で、利用者やその家族の生活を維持する観点から、原則としてサービスの提供を継続することを基本として下さい。

2 ただし、地域において感染が著しく拡大している場合等で、職員や利用者に感染する恐れがある場合や、事業所での支援を継続することが困難と判断される場合には、利用人数を制限する、あるいは臨時休業も検討するなど、柔軟な対応を図って下さい。

3 サービスの利用を自粛する方や事業所において利用人数の制限や臨時休業を実施した場合については、事業所職員の居宅訪問等による健康管理や相談支援等を行うなど、障害者本人や家庭の孤立化防止等に向け適切な介入と継続的な連絡体制の維持に努めて下さい。

また必要に応じて、相談支援専門員や市と連携し、居宅介護等の訪問サービスの円滑な利用が図れるよう支援して下さい。

4 サービスの提供に当たっては、クラスター発生のリスクの高い、いわゆる「三つの密」（換気の悪い「密閉空間」、多数の集まる「密集場所」、間近で会話や発声をする「密接場面」）に十分留意し、感染防止対策を徹底して下さい。

以上

【問い合わせ先】

西宮市 生活支援課

電話：0798-35-3130

西宮市 法人指導課

電話：0798-35-3423